

香川県職業訓練援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第8号

香川県職業訓練援助規則の一部を改正する規則

香川県職業訓練援助規則（昭和50年香川県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(決定及び通知)</p> <p>第5条 学校長（<u>第3条第5号の規定による援助の場合にあっては、知事又は学校長。次条において同じ。</u>）は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査して援助の適否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。</p>	<p>(決定及び通知)</p> <p>第5条 学校長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査して援助の適否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。</p>

別記様式（第4条関係）

職業訓練援助申請書				
年 月 日				
香川県立 高等技術学校長殿				
(香川県知事)				
事業主等の所在地				
名称				
代表者氏名				
次のとおり香川県職業訓練援助規則第4条の規定により援助を申請します。				
訓練の種類		訓練課程		訓練の内容
援助の方法	職員の派遣・資料の提供・助言指導・訓練の委託・施設の借用・その他			
援助の内容		訓練対象人員		人
訓練の期間及び時間	月 日から 月 日まで	午前 時から 時まで 午後	総訓練時間数	時間
訓練を実施する場所	所在地	名称	電話番号	
連絡者氏名等	氏名	電話番号 (内線)		

- 注 1 援助の方法の欄は、該当するものを○で囲み、その説明が必要なときは、援助の内容の欄に記入すること。
- 2 訓練の委託の場合には、援助の内容の欄に訓練に要する費用を併せて記入すること。
- 3 その他の訓練の場合には、訓練の種類及び訓練課程の欄を省略し、訓練の内容の欄にそれらをまとめて具体的に記入すること。
- 4 訓練を実施する場所の欄は、香川県立丸亀高等技術学校又は香川県立高松高等技術学校で実施を希望する場合には、名称のみを記入すること。
- 5 複写可能な黒インク等で記入すること。

別記様式（第4条関係）

職業訓練援助申請書				
年 月 日				
香川県立 高等技術学校長殿				
事業主等の所在地				
名称				
代表者氏名				
次のとおり香川県職業訓練援助規則第4条の規定により援助を申請します。				
訓練の種類		訓練課程		訓練の内容
援助の方法	職員の派遣・資料の提供・助言指導・訓練の委託・施設の借用・その他			
援助の内容		訓練対象人員		人
訓練の期間及び時間	月 日から 月 日まで	午前 時から 時まで 午後	総訓練時間数	時間
訓練を実施する場所	所在地	名称	電話番号	
連絡者氏名等	氏名	電話番号 (内線)		

- 注 1 援助の方法の欄は、該当するものを○で囲み、その説明が必要なときは、援助の内容の欄に記入すること。
- 2 訓練の委託の場合には、援助の内容の欄に訓練に要する費用を併せて記入すること。
- 3 その他の訓練の場合には、訓練の種類及び訓練課程の欄を省略し、訓練の内容の欄にそれらをまとめて具体的に記入すること。
- 4 訓練を実施する場所の欄は、香川県立丸亀高等技術学校又は香川県立高松高等技術学校で実施を希望する場合には、名称のみを記入すること。
- 5 複写可能な黒インク等で記入すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。